対象国·地		- m	14 th = = T C	+ 1554 ET 1575 - 1 1 1	16 = 1.11	(取於以此,文和2年1月10日)
域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	フグ	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。	魚種鑑別	-	フグの種類の鑑別を行うこと。	有毒フグが混入しているおそれがあるた め。
	すじこ		亜硝酸根	別表3によること。	平成12年3月30日付け衛化第15号「食品中の食品添加物分析法について」によること。	成分規格(0.005g/kg)又は使用基準(残存量として0.0050g/kg)を超える亜硝酸根が 検出されるおそれがあるため。
	乾燥いちじく		総アフラトキシン(アフラトキ シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラト キシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
	キャッサバ及びその加工品 (でんぷんを除く。)	-	シアン化合物	別表1の3によること。	平成14年11月21日付け食基発第1121002号及び食 監発第1121002号別添「タビオカでん粉中のシアン 化合物試験法」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがある ため。
	シアン化合物含有豆類	-	シアン化合物	別表1の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがある ため。
全輸出国	ピスタチオナッツ		総アフラトキシン(アフラトキ シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	別表2によること。 ただしイラン産殻付きピスタチオナッツについては、貨物1コンテナ分(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg(可食部)採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 しているおそれがあるため。
	ブラジルナッツ、 ジャイアントコーン、 アーモ ンド、 クルミ、 チリペッパー、 レッドベッパー、 ナッメグ及びハトムギ	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	別表2によること。 ただし中国産ハトムギについては、貨物1コンテナ分(20fet)を「ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 しているおそれがあるため。
	ミックススパイス及びミックスナッツ	落花生、ピスタチオナッツ、ブラジルナッツ、ジャイアントコーン、アーモンド、クルミ、チリベッパー、レッドベッパー、ナツメグ及びハトムギのいずれかパー、ナツメグ及び高量が10%以上のものに限る。	総アフラトキシン(アフラトキ シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
	落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)		総アフラトキシン(アフラトキ シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラト キシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
	炭酸水素アンモニウム及びこれを含む食品	BROADTECH CHEMICAL INTERNATIONAL CO.,LTD.が製造し た炭酸水素アンモニウムに限る。	メラミン	別表1の2によること。	平成20年10月2日付け食安監発第1002003号「食品中のメラミンの試験法について」によること。	メラミンが使用されているおそれがあるた め。

別添1 <mark>(最終改正∶令和2年1月10日)</mark>

		1	1	1		(取於以此, マ和2十1月10日)
対象国·地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	チアシード及びその加工品(チアシードを 30%以上含有するものに限る。)	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラト キシンの試験法について、によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しない おそれがあるため。
	ソフト及びセミハードタイプのナチュラル チーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しな いおそれがあるため。
イタリア	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のも の) タイプのナチュラルチーズ(注3)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌026	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌026、0103、0111、 0121、0145及び0157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されている おそれがあるため。
	ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを30%以上含有するもの に限る。)	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラト キシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
イラン	ピスタチオナッツ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	イミダクロプリド	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.04ppm)を超えるイミダクロプリドが検出されるおそれがあるため。
	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	フラゾリドン	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	フラゾリドンが残留しているおそれがあるた め。
	アーモンド加工品 (アーモンドを30%以上含有するものに限 る。)	_	総アフラトキシン(アフラトキ シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラト キシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
	ケツメイシ(エピスグサ(ロッカクソウ)の種子)及びその加工品(ケツメイシを30%以上含有するものに限る。)	-	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、 G_1 及び G_2 の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号 ¹ 総アフラト キシンの試験法について、によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
インド	紅茶	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について、によること。	基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナ ゾールが検出されるおそれがあるため。
	とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	トリアゾホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリアゾホスが 検出されるおそれがあるため。
	とうもろこし(粉を含む。甘味種を除く。)	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラト キシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
	フェンネルの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	トリアゾホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について、によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリアゾホスが 検出されるおそれがあるため。
インドネシア	生食用切り身まぐろ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サルモネラ属菌	別表1の4によること。	平成5年3月17日付け衛乳第54号別紙1の第3の1の(3)「サルモネラ属菌試験法」によること。	サルモネラ属菌で汚染されているおそれ があるため。
エクアドル	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	2 , 4 - D	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2,4-Dが検出されるおそれがあるため。
エジプト	キンセンカ (<i>Calendula officinalis</i>) 及びその 加工品 (簡易な加工に限る。)	-	クロルピリホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。

別添1 <mark>(最終改正:令和2年1月10日)</mark>

				(取於以此, マ州2年1月10日)		
対象国·地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
オーストラリア	とうもろこし(粉を含む。甘味種を除く。)	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB1、B2、G1及びG2の 総和)	(1)容器包装に入れられたものについては、別表2によること。. (2)本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。 ハッチにおいてサンブリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15ヵ所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体(合計3検体)とする。(注2)サイロ又はハシケ(以下「サイロ等」という。)においてサンブリングを行う場合には、ハッチの上部、下部を搬入する音によい、カッチの上部、下部を搬入する音において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体ともものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体とものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体とものといては、任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、4枚体とすること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号 「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
カナダ	ロブスター(大西洋沿岸で採取されたもので、甲殻内の肝膵臓及び胃等を含む可食 内臓部位に限る。)及びその加工品	別途指示する輸出者から輸出されたものであって、かつ別途示すカナダ政府が発行したロブスター管理に係る証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒	別表1の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検 出されるおそれがあるため。
	亜麻及びその加工品	-	安全性未審査の遺伝子組 換え亜麻(FP967)	平成24年11月16日付け食安発1116第4号 「安全性未審査の組換えDNA技術応用食 品の検査方法の一部改正について」による こと。	平成24年11月16日付け食安発1116第4号「安全性 未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法の 一部改正について」によること。	安全性未審査遺伝子組換え亜麻 (FP967)が検出されるおそれがあるため。
	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
韓国	活鰻	別途示す韓国政府が発行したオキソリニック酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキソリニック酸	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるオキソリニック酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖ひらめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する登録養殖場、加工場及び輸出者であって、かつ別途示す韓国政府が発行したオキシテトラサイクリン及びエンロフロキサシンに係る証明書が添付されているものを除く(冷蔵ひらめのについては、韓国政府の養殖ひめの証明書及び冷蔵ひらめ内確認証明書の2枚1組で構成されていること)。	オキシテトラサイクリン エンロフロキサシン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイ クリンが検出されるおそれ及びエンロフロ キサシンが残留しているおそれがあるた め。
	養殖ひらめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する養殖業者が出荷した、活 又は生鮮のもの(加熱加工用を除く。) に限る。			平成28年4月27 日付け生食監発0427第3号 「Kudoa seputempunctataの検査法について」によること。	1.0×10^6 個を超えるクドア・セプテンプンクタータ胞子が検出されるおそれがあるため。

				(最終改正:令和2年1月10日)		
対象国·地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	別途示す韓国政府が発行した原産地 証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	別表1の5によること。	麻痺性貝毒: 昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等 について,によること。 下痢性貝毒: 平成27年3月6日付け食安基発0306第4号・食安監 発0306第2号「下痢性貝毒(オカダ酸群)の検査に ついて,によること。	規制値(麻痺性貝毒: 4 MU/g, 下痢性貝毒: 0.16 mgOA当量/kg)を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。
	生食用アカガイ	別途指示する製造者で処理されたもの に限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがある ため。
	生食用タイラギガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介 類の成分規格に適合しないおそれがある ため。
韓国	キムチ	別途指示する製造者で処理されたもの に限る。	腸管出血性大腸菌0103	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌026、0103、0111、0121、0145及び0157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O103で汚染されているおそれがあるため。
	青とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者ID の登録がされた輸出者から輸出された 生鮮青とうがらしを除く。	フルキンコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について、によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナ ゾールが検出されるおそれがあるため。
	トマト及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者ID の登録がされた輸出者から輸出された 生鮮トマトを除く。	フルキンコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について、によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナ ゾールが検出されるおそれがあるため。
	ミニトマト及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者ID の登録がされた輸出者から輸出された 生鮮ミニトマトを除く。	フルキンコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について、によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナ ゾールが検出されるおそれがあるため。
	パプリカ(ジャンボピーマン)及びその加工 品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者ID の登録がされた輸出者から輸出された 生鮮パプリカを除く。	クロルピリホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について、によること。	基準値(0.5ppm)を超えるクロルビリホスが 検出されるおそれがあるため。
	まくわうり(漬物用まくわうりを除く。)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者ID の登録がされた輸出者から輸出された 生鮮まくわうりを除く。	クロルフェナピル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について、によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルフェナビルが検出されるおそれがあるため。
北朝鮮	ハタハタ	加工品を除く。	鉛片の混入	-	全量について金属探知器による鉛片の混入の有無を確認すること。	鉛片が混入しているおそれがあるため。
10+11#T	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	-	麻痺性貝毒	別表1の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検 出されるおそれがあるため。
ケニア	コーヒー豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	2 , 4 - D	別表1の3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2,4 - Dが検出されるおそれがあるため。
コートジボ ワール	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	2 , 4 - D	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2,4-Dが検出されるおそれがあるため。
スイス	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	うるち米(粉を含む。)	-	テブコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるテプコナゾー ルが検出されるおそれがあるため。
スペイン	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しない おそれがあるため。
スリランカ	赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	トリアゾホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリアゾホスが 検出されるおそれがあるため。

						(取於以正, マ和2年1月10日)
対象国·地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	生食用えび(生食用鮮魚介類及び生食用 冷凍鮮魚介類に限る。)	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介 類の成分規格に適合しないおそれがある ため。
	ゆでがに(飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。)	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	ゆでがにの成分規格に適合しないおそれ があるため。
	オオパコエンドロ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	クロルピリホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホス が検出されるおそれがあるため。
	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途指示する輸出者から輸出された生鮮お〈らを除〈。	EPN	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について,によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
	きのこ(HED-KRA-DANGと称されるもの)及 びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	クロルビリホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について,によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれがあるため。
	グリーンアスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行した証明書が 添付されているものであって、かつ別途 指示する輸出者から輸出された生鮮グ リーンアスパラガスを除く。	EPN	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について,によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
91	ドリアン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	プロシミドン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について,によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロシミドンが 検出されるおそれがあるため。
	パナナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途 指示する輸出者から輸出された生鮮パ ナナを除く。	シベルメトリン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について,によること。	基準値(0.03ppm)を超えるシペルメトリン が検出されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	生鮮マンゴーにあっては、別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途指示する輸出者から輸出されたものを除く。冷凍カットマンゴー及びフリーズドライマンゴーにあっては、別途指示する製造者が製造したもので、かつ別途示すタイ政府が発行したクロルビリホス及びプロビコナソールに係る証明書が添付されているものを除く。	クロルビリホス プロビコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	
	マンゴスチン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行した証明書が 添付されているものであって、かつ別途 指示する輸出者から輸出された生鮮マ ンゴスチンを除く。	イマザリル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるイマザリルが検出されるおそれがあるため。
	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について,によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
台湾	養殖鰻及びその加工品 (白焼き及び蒲焼きに限る。)	別途示す台湾行政院農業委員会漁業 署が発行した輸出証明書が添付されて いるもの除く。	スルファジミジン	別表1の4によること。	鰻及び白焼き鰻: 平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。 蒲焼き鰻: 平成16年3月31日付け食安輪発第0331002号別添2 の別紙「ウナギ蒲焼きの合成抗菌剤一斉分析法」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれが あるため。
<u> </u>	ļ	!	ļ	ļ		ļ

を命ずる具体的理由
されているおそれがあ
用されているおそれが
超えるオキソリニック酸 れがあるため。
浅留しているおそれが
び生食用冷凍鮮魚介 合しないおそれがある
が残留しているおそれ
특:4 MU/g. 下痢性貝 ₫/kg)を超える貝毒が があるため。
を超えるプロメトリンが検 5るため。
ンが残留しているおそ
を超えるチアメトキサム いがあるため。
を超えるチアメトキサム いがあるため。
を超えるプロシミドンが があるため。
10μg/kgを超えて付着 らそれがあるため。

r				(取於以正, マ州2年1月10日)		
対象国·地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	ブロッコリー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	プロシミドン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロシミドンが 検出されるおそれがあるため。
	ぼうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	加工品にあっては、別途指示する加工 企業のほうれんそう加工品に限る。	ディルドリン(アルドリンを含む) エンドリン クロルビリホス	別表1の3によること。	クロルビリホス: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。 ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物 等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホスが検出されるおそれ、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
		別途指示する加工企業のほうれんそう 加工品に限る。	ディルドリン(アルドリンを含む) エンドリン	別表1の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンド リンが検出されるおそれがあるため。
	もろこし(こうりゃん等)及びその加工品(もろこし(こうりゃん等)を30%以上含有するものに限る。)	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号 '総アフラト キシンの試験法について,によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
	花椒(学名: <i>Zanthoxylum bungeanum</i>) 及び その加工品(花椒を30%以上含有するもの に限る。)	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB1、B2、G1及びG2の 総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号 「総アフラト キシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩 及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表1の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号!サイクラミン酸に係る試験法について,によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
	食品 (平成19年7月6日付け食安発第0706002号 (最終改正:平成30年11月28日付け生食発 1128第4号)に示すもの。)		放射線照射	別表1の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線 照射された食品の検知法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれがあるため。
トルコ	ひよこ豆及びその加工品(ひよこ豆を30%以 上含有するものに限る。)	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号 「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
	とうもろこし(甘味種を除く。)及びその加工 品(とうもろこしを5%以上含有するものに限る。)	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
パラグアイ	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出されたご まの種子を除く。	カルバリル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるカルバリルが検 出されるおそれがあるため。
	チアシード及びその加工品(チアシードを 30%以上含有するものに限る。)	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
(コルタン川	アーモンド加工品 (アーモンドを30%以上含有するものに限 る。)	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラト キシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたもの に限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介 類の成分規格に適合しないおそれがある ため。
フィリピン	生食用切り身まぐろ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サルモネラ属菌	別表1の4によること。	平成5年3月17日付け衛乳第54号別紙1の第3の1の (3)「サルモネラ属菌試験法」によること。	サルモネラ属菌で汚染されているおそれがあるため。
	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出された生 鮮おくらを除く。	テプフェ/ジド フルアジホップブチル メタミドホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるテブフェノジド、基準値(0.01ppm)を超えるテブフェノジド、基準値(0.01ppm)を超えるフルアジホップブチル及び基準値(0.5ppm)を超えるメミドホスが検出されるおそれがあるため。

		1		T		(取於以上:文和2年1月10日)
対象国·地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	バナナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者又は包装者から 輸出された生鮮バナナを除く。	フィプロニル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.005ppm)を超えるフィプロニル が検出されるおそれがあるため。
フィリピン	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すフィリビン政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ登録輸出者から輸出された生鮮マンゴーを除く。	クロルピリホス シペルメトリン フェントエート	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について,によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルビリホス、 基準値(0.03ppm)を超えるシベルメトリン 及び基準値(0.01ppm)を超えるフェント エートが検出されるおそれがあるため。
ブラジル	ブラジルナッツ加工品 (ブラジルナッツを30%以上含有するものに 限る。)	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB1、B2、G1及びG2の 総和	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
		リステリアに関する政府機関の証明書 が添付されているものを除く。ただし、 別途指示するものを除く。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のもの)タイプのナチュラルチーズ(注3)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌0103	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添 「食品からの腸管出血性大腸菌026、0103、0111、 0121、0145及び0157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌0103で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌026	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添 「食品からの腸管出血性大腸菌026、0103、0111、 0121、0145及び0157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されている おそれがあるため。
	ナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌0145	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌026、0103、0111、 0121、0145及び0157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌 0145で汚染されているおそれがあるため。
フランス		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌0157	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌026、0103、0111、 0121、0145及び0157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌 0157で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌026	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌026、0103、0111、 0121、0145及び0157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌026で汚染されている おそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌0111	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌026、0103、0111、 0121、0145及び0157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌 0111で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため及びリステリア・モノサイトゲネスに高度に汚染されているおそれがあるため。
ブルキナ ファソ	ごまの種子及びその加工品(ごまの種子を 30%以上含有するものに限る。)	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号 総アフラトキシンの試験法について、によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しない おそれがあるため。
米国	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のもの)タイプのナチュラルチーズを主要原料とする食品 (加熱せずに食するものに限る。)(注3)	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のも の)タイプのナチュラルチーズ(注3)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。

					(取於以正·マ州2千1月10日)
製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
とうもろこし(粉を含む。甘味種を除く。)	-	シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総	(1) 容器包装に入れられたものについては、別表2によること。 (2) 本船にパルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。 ハッチにおいてサンブリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15ヵ所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体(合計3検体)とする。 (注2) サイロ又はハシケ(以下「サイロ等」という。)においてサンブリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等の方ちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的問隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体とする。コンテナにパルク形態で輸入される食については、任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、1検体とすること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」又は平成23年8月16日付け食安監発0816第7号「トウモロコシ中の総アフラトキシンの試験法について」に示す簡易測定装置を用いた試験法によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
とうもろこし(爆裂種に限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	-	デルタメトリン及びトラロメトリ ン	別表1の3によること。		基準値(0.02ppm)を超えるデルタメトリン 及びトラロメトリンが検出されるおそれがあ るため。
乾燥なつめやし	-	シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラト キシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有 しているおそれがあるため。
ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを10%以上含有するもの に限る。)	-	シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラト キシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
食品 (平成19年7月6日付け食安発第0706002号 (最終改正:平成30年11月28日付け生食発 1128第4号)に示すもの。)		放射線照射	別表1の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号 放射線 照射された食品の検知法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれがあるため。
赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	プロビコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。
イカ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	クロラムフェニコール	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそ れがあるため。
えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	エンロフロキサシン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれ があるため。
	とうもろこし(粉を含む。甘味種を除く。) とうもろこし(爆裂種に限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。) 乾燥なつめやし ビスタチオナッツ及びその加工品(ビスタチオナッツを10%以上含有するものに限る。) 食品(平成19年7月6日付け食安発第0706002号(最終改正:平成30年11月28日付け生食発1128第4号)に示すもの。) 赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。) イカ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	とうもろこし(粉を含む、甘味種を除く。) - とうもろこし(爆裂種に限る。)及びその加工 - ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	とうもろこし(粉を含む、甘味種を除く、) - 総アフラトキシン(アフラトキシンB、B。G、及びG2の総和) - デルタメトリン及びトラロメトリ	(1) 容器を製に入れられたものについて は 別表によること。 (2) 本船にバルケ形態で精製されたものに 2) には、次のよのとき。 ハッチにおいてサンブルグで行う場合。 ハッチにおいてサンブルグで行う場合。 ハッチにおいてサンブルグで行う場合。 ハッチにおいては、次のよりとき情報したものを協分しても成した。 対けなりは、とき情報したものを協分しても成した。 対しなしたりでは、中央にを観えられている。 は サンパ、	11 音楽音楽及に入れられたものについて は、別家によること 12 本和しているの形でで養養されたものについて は、別家によること 12 本和しているの形でで養養されたものについて は、別家によること 12 本和しているの形でで養養されたものについては、「次のよめにする。

				(取於以此, マ和2年1月10日)		
対象国·地域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	オオバコエンドロ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	•	クロルピリホス シペルメトリン プロフェノホス ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホス、 基準値(0.05ppm)を超えるシベルメトリン、 基準値(0.01ppm)を超えるプロフェノホス 及び基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコ ナゾールが検出されるおそれがあるため。
	かわはぎ及びその加工品	-	クロラムフェニコール	別表1の4によること。		クロラムフェニコールが残留しているおそ れがあるため。
ベトナム	水産食品 (無加熱で摂取されるもの又は国内において十分な加熱(70 1分又はこれと同等以上)を経た上で販売されることが確認できないものに限る。)	別途指示する業者が製造又は輸出し たものに限る。	赤痢菌	別表1の5によること。	平成14年1月9日付け事務連絡「赤痢菌の試験法について」によること。	赤痢菌で汚染されているおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩 及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたもの に限る。	サイクラミン酸	別表1の1によること。		サイクラミン酸が使用されているおそれが あるため。
ベネズエラ	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	2 , 4 - D	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2,4-Dが検 出されるおそれがあるため。
******		-	シペルメトリン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.03ppm)を超えるシペルメトリン が検出されるおそれがあるため。
ペルー	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	2 , 4 - D	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2,4 - Dが検 出されるおそれがあるため。
マレーシア	ゆり科野菜(ネギ属の野菜で、にんにくとにらを掛け合わせたものに限る。) 及びその加工品(簡易な加工に限る。)	-	クロルピリホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホス が検出されるおそれがあるため。
ミャンマー	ごまの種子及びその加工品(ごまの種子を 30%以上含有するものに限る。)	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラト キシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着 又は含有しているおそれがあるため。
メキシコ	アポカド及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	ピフェントリン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に 残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成 分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるピフェントリンが 検出されるおそれがあるため。

(注1)当該国以外から輸出されたものを含む。

(注2)各検体について総アフラトキシンの検査を実施し、1検体でも10µg/kgを超える検体が認められたロットについては、全量、食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。

(注3)MFFBとは、脂肪以外のチーズ重量中の水分含量(%)を指し、次式で求められる。 MFFB(percentage Moisture on a Fat-Free-Basis) = チーズの水分重量 / (チーズの重量 - チーズの脂肪重量) × 100